

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実（申立期間①については重複納付）が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①は、特例納付により納付されたことになっており、昭和 36 年度及び 37 年度はそれぞれ年度内に国民年金保険料を納付したことにはなっていないが、申立期間①の国民年金保険料は、自宅において市職員と思われる集金人に 6 か月分ごとに納付している。

また、申立期間②の国民年金保険料は、昭和 50 年 12 月に特例納付したことが確認できる領収証書があるので、社会保険事務所の記録上、特例納付により昭和 36 年度分に充当された保険料は、申立期間②に充当されるべきものである。調査の上、申立てを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から、国民年金に加入し、申立期間を除く加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間②については、申立人から提出のあった領収証書により、昭和 50 年 12 月に当該期間の国民年金保険料を特例納付したことが確認できる。

さらに、特例納付の国民年金保険料にあっては、先に経過した未納月の分から順次に行うものとされているところ、申立人から提出のあった領収証書を見ると、申立期間②に係る保険料を昭和 50 年 12 月に特例納付しているに

もかかわらず、その後 55 年 5 月に申立期間②以前に当たる昭和 36 年度分の保険料を特例納付させているなど、制度上不合理的な状況が認められ、関係行政機関の事務処理に何らかの誤りがあった可能性も否定できない。

一方、申立期間①については、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 36 年度から 37 年度の国民年金印紙記録欄に検認印が押印されていないとともに、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を市職員と思われる集金人に納付したと主張しているが、申立期間①当時、申立人が居住していた地区に納付組織が存在していたことは確認できるものの、市職員が直接保険料を個別徴収していた事実は確認できず、同期間の国民年金保険料を申立てのとおり現年度納付していた事実は確認できない。

さらに、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を現年度納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、現年度納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料について、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 44 年 10 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで  
③ 昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実（申立期間①については重複納付）が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①は、特例納付により納付されたことになっており、昭和 36 年度及び 37 年度はそれぞれ年度内に国民年金保険料を納付したことにはなっていないが、申立期間①の国民年金保険料は、自宅において市職員と思われる集金人に 6 か月分ごとに納付している。

また、申立期間②の国民年金保険料は、昭和 50 年 12 月に特例納付したことが確認できる領収証書があるので、社会保険事務所の記録上、特例納付により昭和 36 年度分に充当された保険料は、申立期間②に充当されるべきものである。

さらに、申立期間③は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、私の分の保険料のみが未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出のあった領収証書により、昭和 50 年 12 月に当該期間の国民年金保険料を特例納付したことが確認できる。

また、特例納付の国民年金保険料にあっては、先に経過した未納月の分から順次に行うものとされているところ、申立人から提出のあった領収証書を見ると、申立期間②に係る保険料を昭和 50 年 12 月に特例納付してい

るにもかかわらず、その後 55 年 5 月に申立期間②以前に当たる昭和 36 年度分の保険料を特例納付させているなど、制度上不合理的な状況が認められ、関係行政機関の事務処理に何らかの誤りがあった可能性も否定できない。

- 2 申立期間③について、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、申立期間及び申請免除期間を除く加入期間の保険料をすべて納付している。

また、60 歳に達するまでの加入期間について、夫婦の納付記録がすべて同様であるにもかかわらず、申立人の分の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

- 3 一方、申立期間①については、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 36 年度から 37 年度の国民年金印紙記録欄に検認印が押印されていないとともに、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を市職員と思われる集金人に納付したと主張しているが、申立期間①当時、申立人が居住していた地区に納付組織が存在していたことは確認できるものの、市職員が直接保険料を個別徴収していた事実は確認できず、同期間の国民年金保険料を申立てのとおり、現年度納付をしていた事実は確認できない。

さらに、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を現年度納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、現年度納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から44年3月までの期間及び48年4月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から44年3月まで  
② 昭和48年4月から49年6月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①は、私の祖父が家族の国民年金保険料を納付してくれており、役場の職員からも祖父が保険料を納付してくれていたという話を聞いたことがある。申立期間①について、家族の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②は、昭和49年5月の婚姻後に、妻が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は同期間中、学生であったため任意加入期間となるが、申立人の戸籍の附票を見ると、申立人は昭和41年9月4日にA区に住所を異動していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月にB町に払い出されていることから、この時点では申立期間①の大部分は時効により納付できない期間であり、申立期間①当時、B町に居住する祖父が申立人の保険料を納付したとする申立てとも符合しない。

また、申立期間②について、B町が保管している国民年金被保険者カードを見ると未納とされており、社会保険庁の記録と一致している上、社会保険庁の国民年金被保険者台帳上、申立人がB町に転入した後の昭和51年9月16日に、当該保険料が時効で納付できなくなる直前の49年7月分及び同年

8月分の保険料を過年度納付し、同時に50年11月から51年3月までの期間の保険料も過年度納付していることが確認できることから、申立人は、この時点において同町で国民年金に再加入したことが推認され、申立期間②に係る保険料は時効により納付することができなかつたものとみられる。

さらに、申立期間①及び②当時のB町の担当者に照会しても、申立てを裏付ける供述等は得られなかつた。

加えて、いずれの申立期間についても保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間①及び②の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。  
しかし、平成 10 年ごろに申立期間の国民年金保険料を納付したはずで、納付記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年ごろに隣組を通じて、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できるようになったとの知らせを受けて申立期間の保険料を納付したと主張しているが、当時は、特例納付の実施期間に当たらないため、時効により申立期間の保険料を納付することができない上、当時住んでいた隣近所の住人から聴取しても、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、社会保険庁の記録上、申立人は平成 8 年 3 月 26 日に国民年金の繰上げ請求を行っていることが確認できることから、国民年金受給期間である平成 10 年ごろは、申立期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険庁の記録及び A 市の国民年金被保険者名簿の記録上は、申立期間に係る保険料が未納で一致しており、特段の不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から40年9月までの期間、41年4月から42年3月までの期間及び平成元年3月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から40年9月まで  
② 昭和41年4月から42年3月まで  
③ 平成元年3月から5年2月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、申立期間①及び②については、A町からB市に転出した昭和43年ごろに、それまで未納としていた国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間③についても、B市に転入して何年か経って市役所から保険料の未納期間があるとの知らせがあり、10万円以上の保険料を納付したはずであり、各申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和40年4月及び同年9月の欄に「時効」との記載があることに加え、同期間の直後の40年10月から41年3月までの保険料を42年11月に過年度納付していることが確認できることから、同期間については時効により保険料を納付できなかったことが推認されるとともに、同居していた申立人の夫も同期間に係る保険料の納付について不明としているほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、未納とされており、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も未納とされている上、同台帳上、昭和55年5月に38年4月から同年10月までの保険料を特例納付していることが確認できることから、これらの納付をもって、

申立期間②に係る保険料を納付したものと勘違いしている可能性も否定できない。

さらに、申立期間③は、申立人が 60 歳に到達した直後の期間であり、制度上、任意加入期間となるが、申立人から聴取しても、国民年金の任意加入手続について、制度上できない電話での加入手続をしたと供述するなど、申立人の主張には不自然な点が見られる上、申立人が申立期間③中、国民年金に任意加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①から③までの期間当時在住していた A 町及び B 市では、当時の関連資料を既に廃棄しており、申立てを確認できる資料は得られなかった。

このほか、いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 6 日から 23 年 11 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、終戦前に株式会社Aに入社し、電気部門の配属となり、同社のB工場に勤めていた。申立期間中の昭和 22 年 5 月 27 日に次女が生まれたが、この時は同社の社宅にいたことを憶えている。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、同名簿上、申立人は、昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 8 月 6 日までの期間、当該事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

しかし、当該事業所の後継事業所であるC株式会社では、「申立期間当時の社員台帳上、申立人の氏名は見当たらず、これ以外に関連資料が無く、当時の事情を知る者もいないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」旨回答しており、申立てを確認できる供述等は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた元同僚二人のうち一人は、申立期間後に勤務した事業所の同僚であり、ほかの一人については、

当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない上、その所在が不明なことから、申立てを確認できる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿上、申立期間に被保険者であった7人のうち、生存が確認でき、所在が判明した一人に申立人の勤務実態等について照会したが、申立人を記憶していない旨回答しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

加えて、申立期間当時の社宅の住所について、後継事業所では「社宅の所在地は特定できない上、申立人が社宅に住んでいた事実も確認できない。」旨回答している。

その上、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の標準報酬月額が相違していることが分かった。

申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額と相違しており、随時改定で 11 万 8,000 円となることに納得ができないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致している。

また、申立人が勤務していたとする事業所の後継事業所から提出のあった平成 13 年の賃金台帳の報酬額を基に算定された標準報酬月額と、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書記載の同月額及び社会保険庁の記録上の申立期間に係る標準報酬月額は 11 万 8,000 円で一致している上、記録の訂正等の形跡も無い。

さらに、当該事業所の賃金台帳は、給与明細書において確認できる実質的には給与（報酬）と見なされる 4 か月分の賞与額が適切に記載されていない。このことから、申立期間に係る標準報酬月額が本来、報酬月額に含むべき金額を含まず算定されており、適切に算定されているとは言い難いが、後継事業所では、「申立期間当時、従業員から『賃金改定に関する同意書』を得て、賃金体系の改定を行った結果、申立期間について標準報酬月額の随時改定が必要となったものであり、申立人のみ標準報酬月額の改定を行った訳ではな

い。」旨回答しており、申立てを確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立期間当時、当該事業所に勤務していた大多数の被保険者についても、申立人と同様に標準報酬月額が随時改定が行われている上、同事業所に勤務していた元従業員は、事業経営が困窮していた時期であった旨供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 35 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は申立期間当時、A株式会社にて正社員として勤務していた。当時は、どの会社の場合も当然、厚生年金保険に加入しているものと思っていたので、厚生年金保険については気に留めたことはなかった。

申立期間について、厚生年金保険が未加入とされていることに納得がいかないため、調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、当該事業所の所在地についての申立人の記憶は鮮明である上、申立人が供述した当時の従業員数についても、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚の供述とほぼ一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の後継事業所では、「当時の関係資料は残っておらず、申立人が勤務していた事実は不明であり、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについても分からない。」旨回答しており、申立てを裏付ける供述等は得られなかった。

また、申立人が当該事業所において、一緒に勤務していたとする元同僚 18 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、所在が判明した 3 人から回答を得たが、一人は「申立期間当時は、従業員の出入り

が激しかったため、おそらく臨時等であれば厚生年金保険には加入していないと思う。」旨供述しており、ほかの元同僚も「試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった。また、試用期間は3か月から4か月あったと記憶している。」旨供述しており、申立てを確認できる供述は得られなかった。

さらに、申立人は、当該事業所における従業員数を約 100 人と主張しているが、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は 56 人であることが確認でき、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性も否定できない。

加えて、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名が見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が定かではなく、事業主により給与から保険料を控除されていた事実は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。